



2023年8月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A r e n t
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鴨 林 広 軌
(コード番号：5254 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 中 嶋 翼
(TEL 053-523-8072)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年9月28日開催予定の第11期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症拡大又は大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益にも照らして適切でないとする取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう変更案第12条第2項を新設するものであります。
なお、当社は、当該定款変更に関して、経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。
- (3) 会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会計監査人との間で責任限定契約を締結できるよう、変更案第39条を新設するものであります。
- (4) 上記変更に伴い、条数を繰り下げるものであります。

2. 変更の日程（予定）

定款変更のための定時株主総会開催日	2023年9月28日
定款変更の効力発生日	2023年9月28日

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(1) <u>コンピュータ・ソフトウェアの企画、研究、設計、開発、販売及びこれらに関するコンサルティング業務</u>	(1) <u>ソフトウェア、ハードウェアの企画、研究、設計、開発、販売及びこれらに関するコンサルティング業務</u>
(2)～(5) (条文省略)	(2)～(5) (現行どおり)
(新 設)	<u>(6) 企業経営及び経営戦略に関するコンサルティング業務</u>
(新 設)	<u>(7) 業務管理及び業務運営に関するコンサルティング業務</u>
(新 設)	<u>(8) システムエンジニアサポートに関する業務</u>
(新 設)	<u>(9) 企業経営及び情報技術に関する教育、研修及びセミナー開催</u>
(新 設)	<u>(10) 労働者派遣事業</u>
(新 設)	<u>(11) 有料職業紹介事業</u>
(新 設)	<u>(12) 出版物及び電子出版物の企画、デザイン、編集、印刷、制作、発行及び販売</u>
(新 設)	<u>(13) 有価証券の取得、投資、保有及び運用</u>
<u>(6)</u> (条文省略)	<u>(14)</u> (現行どおり)
<u>(7)</u> (条文省略)	<u>(15)</u> (現行どおり)
(招集)	(招集)
第12条 (条文省略)	第12条 (現行どおり)
(新 設)	<u>2 当社は、感染症拡大又は大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の責任限定契約)</u>
	<u>第39条 当社は、会社法第427条の規定により、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。</u>
第39条～第42条 (条文省略)	第40条～第43条 (現行どおり)

以 上